



佐賀県公報

平成16年
8月18日
(水曜日)
第12495号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

◎災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (五三・地域福祉課) 一

告示

○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (五四三・長寿社会課) 二

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定 (五四四・) 三

○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業所の所在地の変更 (五四五・) 三

○漁船損害等補償法に基づく普通損害保険の付保義務発生 (五四六・生産者支援課) 四

○保安施設地区の予定地 (五四七・森林整備課) 四

○道路の区域の変更 (五四八・道路課) 四

○道路の供用開始 (五四九・) 五

公告

○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (県民協働課) 五

○建築基準法に基づく道路の位置の指定 (建築住宅課) 五

公布された規則のあらまし

○災害救助法施行細則の一部を改正する規則 (規則第五三号)

1 救助を必要とする者に支出することができる費用の額を改めることとした。

(別表第一関係)

2 救助のための業務に従事した者に支弁する実費弁償の額を改めることとした。

(別表第二関係)

3 この規則は、公布の日から施行することとした。

規則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

●佐賀県規則第五十三号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則(平成三年佐賀県規則第三十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一の1の(2)の項のイ中「2,468,000円」を「2,433,000円」に改め、同表の3の項のウの(ア)の表中「28,600円」を「28,500円」に、「36,900円」を「36,800円」に、「32,800円」を「32,700円」に、「51,600円」を「51,400円」に、「39,200円」を「39,100円」に、「60,500円」を「60,300円」に、「49,800円」を「49,600円」に、「75,800円」を「75,600円」に、「10,400円」を「10,300円」に改め、同項のウの(イ)の表中「17,000円」を「16,900円」に、「20,100円」を「20,000円」に改め、同表の6の項のウ中「525,000円」を「519,000円」に改め、同表の8の項のウ中「189,000円」を「193,000円」に、「151,200円」を「154,400円」に改め、同表の10の項のロの(イ)中「3,200円」を「3,300円」に改め、同表の11の項のイ中「138,500円」を「137,000円」に改める。

別表第二中「17,600円」を「17,400円」に、「12,100円」を「11,900円」に、「11,600円」を「11,400円」に、「17,400円」を「17,200円」に、「20,900円」を「20,700円」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

○ 告 示

●佐賀県告示第五百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 ヘルパーステーションネコの手

所在地 佐賀市蓮池町蓮池八十番地

サービスの種類 指定訪問介護

四 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人幸の輪

所在地 唐津市鏡四千六百五十一番地三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 特定非営利活動法人幸の輪宅老所かがみデイサービス

所在地 唐津市鏡四千六百五十一番地三

サービスの種類 指定通所介護

五 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人鶴丸会

所在地 伊万里市二里町八谷棚十三番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 社会福祉法人鶴丸会グループホームユートピア

所在地 伊万里市大川町大川野千六百四十七番地

サービスの種類 指定痴呆対応型生活介護

六 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 社会福祉法人誠和福祉会

所在地 武雄市東川登町大字永野四千五百八十八番地五

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 グループホームみふね庵

所在地 武雄市東川登町大字永野四千五百八十八番地五

一 (一) 指定年月日 平成十六年七月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 医療法人 福岡病院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

事業所の名称、所在地及びサービスの種類

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 医療法人福岡病院シヨートステイ

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

サービスの種類 指定短期入所生活介護

二 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 アクセプトライフ有有限会社

所在地 佐賀市中の小路四番十六号

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名 称 中の小路紀水苑

所在地 佐賀市中の小路四番十六号

サービスの種類 指定痴呆対応型生活介護

三 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名 称 有有限会社ヒール

所在地 佐賀郡諸富町諸富津二十番地十七

七 (一) サービスの種類 指定痴呆対応型生活介護
 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
 名称 株式会社三栄

所在地 唐津市鏡二千五百十六番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 株式会社三栄グループホームすぎの子

所在地 東松浦郡厳木町大字岩屋千三百七十三番地一

サービスの種類 指定痴呆対応型生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社片淵

所在地 杵島郡福富町福富三千三百九十三番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 有限会社片淵健やかクラブ

所在地 杵島郡福富町福富三千四百八番地

サービスの種類 指定通所介護

九 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社夢現

所在地 杵島郡北方町志久三千二百六十五番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 夢現

所在地 杵島郡北方町志久三千二百六十五番地

サービスの種類 指定福祉用具貸与

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十六条第一項に規定する指定
 居宅介護支援事業者を次のとおり指定した。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人小副川外科

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所おそえがわ

所在地 佐賀市神園三丁目四番五号

二 (一) 指定年月日 平成十六年八月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 医療法人福岡病院

所在地 佐賀市開成六丁目十四番十号

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 ケアプランふくふく

所在地 佐賀市鍋島町森田八十二番地三

●佐賀県告示第五百四十五号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八十二条の規定により、指定居
 宅介護支援事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

名称		所在地		変更年月日
有限会社片瀨		新	杵島郡福富町大字福富三〇八番地	平成一六・八・一
旧	杵島郡福富町大字福富三三九三番地	新	杵島郡福富町大字福富三〇八番地	

●佐賀県告示第五百四十六号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

加入区

呼子町加入区

●佐賀県告示第五百四十七号

次の区域を保安施設地区の予定地とする旨、農林水産大臣から通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第四十四条において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

一 保安施設地区の予定地の所在場所

次に掲げる土地に存する標柱一号から標柱十号までを順次直線で結んだ線及び標柱一号と標柱十号とを直線で結んだ線に囲まれた区域（次の図に示すとおりとする。）

伊万里市南波多町原屋敷字桑木原四〇五、四〇六、四一〇の七から四一〇

の十一まで、四一九の一、四二〇から四二二まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県土づくり本部森林整備課及び伊万里市役所に備え置いて縦覧に供する。)

●佐賀県告示第五百四十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十六年八月十八日から平成十六年九月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区間		区		延長 メートル
	区	間	変更 後の別	幅員 メートル	
県道 星賀港線	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲 二二九一番一地从先から	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲 二二九一番一地从先から	後	二四・二 一・〇	九六・三
	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲 二二〇五番四地先まで	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲 二二〇五番四地先まで	前	一三・〇 一〇・五	

●佐賀県告示第五百四十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その区間を表示した図面は、平成十六年八月十八日から平成十六年九月十七日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十六年八月十八日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 星賀港線	東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二九一番一地从先から 東松浦郡肥前町大字星賀字大久保甲二二〇五番四地先まで	平成一六・八・一八

○ 公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定による特

定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

関係書類は、平成16年9月29日までさが元氣ひろば(県民総合相談・情報提供窓口)において縦覧に供する。

平成16年8月18日

佐賀県知事 古川 康

1 申請のあった年月日

平成16年7月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称 特定非営利活動法人さが活性化会議

(2) 代表者の氏名 橋本辰夫

(3) 主たる事務所の所在地

佐賀県佐賀市駅前中央一丁目8番32号

ライ・スクエアビル3階

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域社会の住民に対して、先駆的な技術と豊富な経験を有する専門家集団が、住環境の整備・空きスペースの活用等から地域活性化に関する助言又は支援協力・連携をすることによって事業を行い、快適空間の創出と安心で安全なまちづくり、次世代人材の育成、地域づくり、環境の保全など公益の増進と豊かな地域社会をつくるために寄与することを目的とする。

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成16年8月18日

佐賀県知事 古川 康

指定番号	指 定 位 置	指 定 年 月 日	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
8	小城郡小城町大字晴気字一本松47番29	平成16年 8月4日	6.00	24.03

指定図面は、佐賀県県土づくり本部建築住宅課に備え、関係者の閲覧に供する。

購読料 一か年二八、八〇〇円(送料共)
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

平成十六年八月十八日印刷及び発行
発行者 佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 西部印刷企画(株)